

国立大学法人京都工芸繊維大学監事候補者選考委員会要項

令和2年2月27日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第9項の規定に基づき文部科学大臣が行う国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、本学が次期候補者（以下「監事候補者」という。）を文部科学省に推薦するに当たり、国立大学法人法及び国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則（平成16年4月8日制定。）における監事の職務等を踏まえ、透明性のあるプロセスによって当該監事候補者の選考を行うため設置する国立大学法人京都工芸繊維大学監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）

1名

(2) 国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則（平成16年4月1日制定）第2条第1項第4号の委員のうちから、学長が指名する者 2名

2 前項各号に掲げる者のほか、学長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(任務)

第3 選考委員会は、監事の職務、求められる役割等を踏まえ、監事候補者の選考を行う。

(委員長)

第4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第5 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第8 選考委員会に関する事務は、総務企画課において処理する。

附 則

この要項は、令和2年2月27日から実施する。